

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示について

令和2年3月27日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

本告示案は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の施行による厚生労働省関係告示の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を行わなかった。

【参照条文】

○行政手続法（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（平成6年政令第265号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更